特に定めた契約条件（○年にわたる場合）

第１　この業務は、　　　　年度から　　　　年度にわたるものである。

第２　　　　　年度の支払いは、　　　　　　円を限度とし、（前払金を含む）、

残額は、年度に支払う。

第３　受注者は、前払金を受けようとする場合、業務完了の時期を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社の発行する保証証書を発注者に提出しなければならない。

第４　発注者は、予算上の理由等により、第２の支払限度額を変更することができる。